

第3章

『国家の闇』を隠蔽した『銀行の闇』を立証します。

『銀行の闇』

皆様

1991年（平成3年）海部政権が「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」愚かな政治判断を下し、国と銀行が犯した『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽するため、私はじめ多くの一般市民を「犯罪者」に仕立て上げた、信じられない「事実」信じたくない「現実」です。

私が『室岡塾』を立ち上げた目的は、塾生を集めて勉強することではありません。国が民間企業である銀行を自由自在に操り国民の財産を奪い取るカラクリを一人でも多くの塾生に「知らせる」こと。

塾生に、客観的証拠、裁判所で証拠採用された銀行の帳票類と何千億円の取引関係資料を手に取り検証していただき、マネーゲーム「国政と金」利権政治を真剣に考えていただく。

第1部『室岡塾』から第4部『室岡塾』では、1987年（昭和62年）大蔵省が国際金融政策の大失態、国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その深層に渦巻く『闇』を証拠で解析しています。

第5回から第8回では、大蔵省「銀行局」と東海銀行が、銀行のダミー預金者名義で巨額な**総額630億円**という「数字」の損失金を「**粉飾決算**」**不正会計処理した**。驚くべきことは**総額660億4243万円**を保険金で補填する「**国際保険金詐欺**」その金融犯罪『闇』を証拠で解析しています。

本当にこれでいいのか？自分達の未来は？子供達の夢は？

41歳から70歳、国家権力が「29年もの時間と財産」をまるで虫ケラを押し潰すように、一瞬にして全て奪い取られた。取られたものは、取り返す。国家権力と29年壮絶な闘いに挑む男の生き様を「他人事」「自分が生きて行くのに精一杯」「関係ない」と無視しますか？

それとも何時、我が身に降りかかる恐ろしい悲劇と受け入れ真剣に自民党派閥政治と金融機関の癒着が招いた「バブルの正体」マネーゲーム「国政と金」利権政治と断罪し『国家犯罪』を直視しますか。

今でも赤字国債・年金を証券市場というドブに捨てる勢いで投入する。オリンピックというマネーゲーム「国政と金」利権政治に取り憑かれ、国民の生活を奪い命さえ奪い取る。日本という国を、真剣に考え「見直す！」時誇りを持って立ち上がりますか？

決めるのは、一人一人の国民です！

自民党派閥政治が操る政府は『腐った平成30年』を『嘘』『捏造』『隠蔽』という情報操作をマスコミと行い、国民の知る権利・国民の基本的な人権を無視して、国民から金融機関という集金マシンを用いて血税を搾り取る「無法国家」マネーゲームに取り憑かれ「幻の経済大国」を作り上げています。

我が国は経済大国では無いのです。赤字国債（特例国債）を刷りまくる金融機関が国民の集金マシンとなり債務を膨らませ先送りするマネーゲームに取り憑かれている貧乏国です。

2021年3月18日 20:08時点

- ◎日本全体の債務残高 総額 1550兆7983億9158万8051円
- ◎国民一人当たり1198万3407円の借金です。

1秒間に	134万円	1分間に	8040万円
1日で	1157億7600万円	1ヶ月で	3兆7328億円
1年では	41兆6793億円、カウンターの数字は動き続けます。		

今でも続くマネーゲーム「国政と金」利権政治の現状、日銀が赤字国債を刷りまくる株価操作をしている「現実」その『真実』の姿を知らせなければ、明日にでも我が国の金融経済は破綻します。

『**国家の闇**』を隠蔽した『**銀行の闇**』と真剣に向き合う時なのです！

安倍政権を継続した菅政権は相変わらず、自ら何も語らず、説明もせず、国民に『真実』を知らせず不安を煽ります。これでは菅政権と国民の間に大きな『闇』が広がり、国会での茶番劇に呆れ信頼関係はありません。

あるのは無力感だけです。

菅政権を許す野党は、自分が税金で高収入を得られる国会議員を維持するため、即ち政策より国会でのテレビ中継でいかに目立つか、それだけを考えて台本どおりの質問をせず、吉本の漫才以下と呆れるビジネス政治家の茶番劇に国民は呆れ果てています。

野党が国民の支持を得られないのは、国家より自分のことが優先だからです。憲政史上、最悪といわれる安倍政権を生み出した原因こそ、野党ビジネス政治家集団なのです。国民を、あきらめムードに導いたのは野党なのです。

国民は、もう「我慢せず」怒り大声で叫ぶ時です！

国民不在の自民党派閥政治に・ビジネス国会議員に対して国民一人一人が「目を覚まし！」国民は「怒り！」国民の義務として自らの手で、何ができるか？何をすべきか？今こそ客観的証拠を国に突きつける時です。

1998年1月26日夕、約50人の東京地検特捜部捜査官が大蔵省の正門をくぐったのです。大蔵省に司法のメスが入りキャリア800人、ノンキャリア8万人、特に『銀行局』『証券局』『金融検査部』等が金融機関との癒着行政を徹底的に捜査された。その結果、多くの自殺者を出し112人の大量処分をした。日銀も98人を処分した。しかし大蔵省は報復処置として法務省の予算を和解するまで締め付けたのです。それが日本国の腐った構造なのです。

今こそ大蔵省「銀行局」が『平成の悲劇』を招いた金融政策の大失態『腐った平成30年』その『真実』の姿を白日の下に晒す時がきたのです。誰も、自ら犯した大失態を何の責任も取らずと「銀行員」に「汚れ役」を押し付ける、そのために企てた隠蔽工作『銀行の闇』を暴き皆様に『真実』を明らかにします。

その『真実』こそ

- (1) 東海銀行秋葉原支店が極秘特別「プロジェクト」内で、銀行ぐるみ銀行のダミー預金者を捏造し、その名義で、何千億円もの「架空預金」を作成して、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を偽造し「BIS規制8%」クリア操作を行い、各ノンバンクに売却して「資金」を得た。
- (2) 東海銀行秋葉原支店は、絶対に使用することが出来ない「BIS規制8%」クリア操作で得た「融資金」を、バブル景気に湧く各市場に収益第一主義に走り貸付資金として運用した。
- (3) その結果、銀行のダミー預金者名義で「630億円」もの巨額損失金を発生させてしまった。

東海銀行秋葉原支店の『真実』(1)(2)(3)を、私が名付けた『国家の闇』と表現します！

大蔵省「銀行局」の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関一体で『銀行の闇』となり『国家の闇』を国民に隠蔽する目的でマスコミと司法を卑劣な隠蔽工作で操り「銀行員個人」が犯した、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げ『真実』を国民に隠蔽した事実を、私が名付けた『銀行の闇』と表現します！

『国家の闇』・『銀行の闇』その全てを承知した上で『真実』を、国民に隠蔽する目的で『司法機関の闇』闇の執行人が本件詐欺事件をデッチ上げた事実。

『警察の闇』が「逮捕状請求書・逮捕状」をデッチ上げた事実。
『検察の闇』が「起訴状・公訴事実」をデッチ上げた事実。
『裁判所の闇』が「判決・罪となるべき事実」をデッチ上げた事実。

この恐るべき「暴挙」の事実こそ、私が名付けた『警察・検察・裁判所の闇』と表現します。（第6章で明らかにします。）

皆様、難しいことはないのです！

簡単に説明すれば、大蔵省「銀行局」が国際金融政策として秋葉原支店に、銀行のダミー預金者名義で預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式の偽造を認めたのです。

秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作をシステムどおり、約5年間も総額1930億3600万円（75件）継続し、総額630億円（13件）を、バブル景気に沸く各市場に運用した結果、ダミー預金者名義で総額630億円という「数字」の損失金を発生させたのです！

当然のこと、『国家の闇』で、発生させたダミー預金者名義の630億円「数字」の正体を、公にすることはできないのです！

そこで、大蔵省「銀行局」の方針に従い『銀行の闇』が、銀行ぐるみ発生させたダミー預金者名義の630億円「数字」の損失金を隠蔽するため、銀行員個人がダミー名義で「預金担保債権」を秋葉原支店内で偽造して、銀行に巨額な「被害金」が発生した不正融資事件をデッチ上げ「損失金」と「被害金」をすり替えたのです！

しかし、『銀行の闇』では、大蔵大臣橋本龍太郎の関与が発覚し、処理することができず、金融機関・報道機関が、私を「銀行員を操る3300億円の黒幕」に仕立て上げ『警察・検察・裁判所の闇』が「荒唐無稽」な本件詐欺事件を「逮捕状請求書・逮捕状」「起訴状」「判決書」でデッチ上げたのです。

『国家の闇』

取引構造 「東海銀行秋葉原支店⇔ノンバンク」

取引内容 「約束手形債権」を用いた「BIS規制8%」クリア操作

『銀行の闇』

犯罪取引構造 「東海銀行秋葉原支店内取引」

犯罪構造 「約束手形債権」を銀行員個人が偽造した「預金担保融資」

ここまでは、大蔵省の意向に沿った《ダミー預金者名義で、発生した巨額損失金を銀行員個人が犯した犯罪行為で不正会計処理》を企てたのです。

しかし、『銀行の闇』で隠蔽工作が行われている矢先を、現職大蔵大臣橋本龍太郎の関与が発覚したのです。そこで、捜査当局は、銀行部外者の私を大蔵大臣橋本龍太郎の「身代わり」として、はじめから何処にも存在しない「協力預金」名下の本件「巨額詐欺事件」を企画立案した張本人とデッチ上げたのです！

『警察・検察・裁判所の闇』

犯罪取引構造 「ノンバンク⇔借受名義人」

犯罪構造 「協力預金」名下の「預金担保融資」

第一幕、銀行が「被害者」の「協力預金」名下の「預金担保融資」

第二幕、ノンバンクが「被害者」の「協力預金」名下の「預金担保融資」

皆様は、すでにお分かりですね！

『国家の闇』の取引構造は「秋葉原支店⇔ノンバンク」です。ところが、『警察・検察・裁判所の闇』の取引構造は「ノンバンク⇔借受名義人」となっていますが、ノンバンクが経済取引を行うことができるのは、ただ1件、東海銀行秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作の取引だけなのです。

以上、ノンバンクは、取引関係書類が立証した東海銀行秋葉原支店以外に作成することが出来ない「約束手形債権」を取引関係書類が立証した「BIS規制8%」クリア操作取引を東海銀行秋葉原支店と実行したのである。

我が国のマネーゲーム「国政と金」利権政治その醜い姿を、明らかにした「取引関係書類」など多数の「証拠書面」を呈示して、『国家犯罪』と断罪できる『国家の闇』を隠蔽した『銀行の闇』この『銀行の闇』が現職大蔵大臣の関与で失敗した。

大蔵省「銀行局」が慌てて本件詐欺事件をデッチ上げた『警察・検察・裁判所の闇』を、国民が真剣に「知る時」・「審判する時」・「目覚める時」そのための「告発書」なのです。

皆様に「目覚める時」と言っても「金融用語が難しい」「法律用語が難しい」だから「分からない」それでは困りますので、国際決済銀行（BIS）が我が国の大蔵省に「BIS規制8%」を通達した目的と理由をもう一度、重複しますが申し上げます。

全ての根源は「BIS規制8%」クリア対策！

はじめから『この世に存在しない』犯罪が、何故デッチ上げられたのか？この疑問を解決するには、国際決済銀行（BIS）が世界の金融市場経済を支配する組織であることを理解しなければいけない。

「BIS規制8%」クリア対策

昭和63年12月13日、国際決済銀行（BIS）が大蔵省（現財務省）に国際金融市場で業務する邦銀は『総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない』とする国際統一基準が通達されました。

1971年、世界中の銀行が「ニクソンショック」から債権・証券など紙幣化された金融商品を国際金融市場で運用し利益を得る金融の自由化、グローバル化がなされ、各国の銀行が「マネーゲーム」を繰りひろげたのです。

1981（昭和56年）我が国の銀行も金融の自由化・グローバル化に伴い、今までの銀行法では対応することが出来ず、銀行法を全面的に改定し、多くの債権証券などの金融商品を作り運用していたのです。

また、債権や証券などの金融商品の取り扱いに経験不足であっても国際金融市場で利益を得るため、必死に「マネーゲーム」という市場に参加したのです。

我が国の銀行が国際金融市場に進出しジャパンマネーの威力で利益確定を優先した営業活動に、今まで国際金融市場を牛耳っていた、米国・英国・ドイツ・フランスなど、各国の銀行が日本の自己資本比率は国内ルールであり、国際ルールでは3%以下である実態を知ったのです。

そこで、米国・英国が中心となり国際決済銀行（BIS）を動かし、日本の銀行が運用している訳の分からない巨額なジャパンマネーを国際金融市場から追放する企てを図ったのです。

当時（昭和62年～平成2年）ジャパンマネーは米国・英国をはじめ各国の不動産・債権・株券など買い漁り、多額の貸付を行い巨額な収益を得ていたので各国の銀行から目の敵にされていました。

日本の銀行が「BIS規制8%」を達成出来ない時には国際金融市場で営業することが許されず、海外支店を閉鎖し国際金融市場から撤退することになります。

撤退することになれば、我が国の金融機関は銀行をはじめ証券・保険・債権など各社の損失金は図りしれず、金融経済社会は破滅します。政府金融首脳大蔵省は、国際決済銀行（BIS）が「BIS規制8%」を通達したことの目的と意味を国際金融戦争の宣戦布告と理解したのです。

宣戦布告

国際金融経済社会の番人である国際決済銀行（BIS）が、国際金融市場を舞台に我が国との国際金融戦争を交える宣戦布告と判断したのです。

我が国の政府金融首脳は金融護送船団として、金融機関銀行を国際金融市場で「生き残らせる」ため応戦したのです。「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」という愚かな政治判断を下し民間企業「銀行」に国際金融戦争用の武器を作成させたのです。

国際金融戦争を戦う武器！

国際金融業務を展開する各銀行に対して「BIS規制8%」クリア対策用の武器として金融機関内限定条件付き極秘「特別プロジェクト」を開設し、自己資本比率8%計測用リスク・ウエイト「数字」操作をしたのです。

国際金融戦争「BIS規制8%」クリア操作！

政府金融首脳が国際決済銀行(BIS)との国際金融戦争の武器として銀行に、金融機関内限定条件付き極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作用の預金担保債権リスク・ウエイト20%の「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品や「約束手形債権」(CP)金融商品の流動化(売却)を認めたのです。

各銀行は、金融機関内限定条件で各種金融業と言われるノンバンクに協力させたのです。銀行がノンバンクに「買取り資金枠」を用意したのです。ノンバンクは金融機関内限定条件の「買取り資金枠」から融資金を借り受けたのです。

ノンバンクは金融機関内限定条件の他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」をシステムどおり行い金利稼ぎをしたのです。

こうして、国際金融戦争の武器として自己資本比率計測用リスク・ウエイト「数字の水増し」を行う「BIS規制8%」クリア操作で応戦したのです。

ここが重要なポイントです。

大蔵省「銀行局」は、一件50億円、100億円の預金担保債権「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品や預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品の流動化(売却)を認めたのですが「現実」として、そんな都合のいい預金担保債権(一般貸出債権)が存在しない現状を承知していたのです。

各銀行は極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ銀行のダミー預金者を捏造し、銀行のダミー預金者名義で「金銭」の伴わない、一件50億円、100億円の「数字」で「架空預金」を作成したのです。

銀行のダミー預金者名義の「架空預金」を担保に店頭手形貸付取引「銀行⇔ダミー預金者」を装い預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品を作成したのです。(第1部～第3部『室岡塾』参照)

ノンバンクは預金担保債権(一般貸出債権)「約束手形債権」(CP)金融商品を流動化(売却)する他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行い金利とマージンを稼いだのです。(後に、全国銀行協会連合会の書面を提示します。)

政府金融首脳である大蔵省は「BIS規制8%」クリア対策として国際金融戦争の武器「BIS規制8%」クリア操作を用いて、リスク・ウェイト操作をする以外に国際金融市場で邦銀を「生き残らせる」方策がなかったのです。

「BIS規制8%」クリア操作の取引構造。

リスク・ウェイト20%の預金担保債権作成の構造！

各銀行が銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で「数字」を用いたリスク・ウェイト20%の預金担保債権を「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品や「約束手形債権」(CP)金融商品を作成した。

銀行内、店頭貸付取引「銀行⇔ダミー預金者」を装い一般貸出債権とした預金担保債権を富士銀行は「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品や東海銀行は主に「約束手形債権」(CP)金融商品を作成しノンバンクと他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行い金利とマージンを稼いだのです。

取引構造	店頭貸付取引「銀行⇔ダミー預金名義人」
取引内容	各銀行が銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で「数字」を用いた預金担保債権を「譲渡性預金担保債権」(CD)や「約束手形債権」(CP)金融商品を作成した。

銀行とノンバンクが行った、他行預金担保融資取引構造！

各銀行が金融機関内限定条件で認めた「BIS規制8%」クリア操作用リスクウェイト20%の預金担保債権を流動化（売却）するため、銀行がノンバンクに「買取り資金枠」を用意したのです。

ノンバンクは金融機関内限定条件の「買取り資金枠」から融資金を借り受け他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」をシステムどおり行い金利稼ぎをしたのです。

取引構造 他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」

取引内容 自己資本比率8%計測用リスクウェイト「数字の水増し」操作として極秘「特別プロジェクト」内で「譲渡性預金担保債権」（CD）金融商品や「約束手形債権」（CP）金融商品を用いた流動化（売却）を約5年間継続した「BIS規制8%」クリア操作です。

即ち、政府金融首脳が金融機関内限定条件で認めた他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」

は、システムどおり金利稼ぎをした民事取引であり、そこにノンバンクが被害者となれる金融犯罪は、はじめから『この世に存在しない』話です。

その証拠は、富士銀行（現みずほ銀行）・東海銀行（現三菱東京UFJ銀行）・協和埼玉銀行（現りそな銀行）の3銀行が極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作を約5年も継続していました。

富士銀行がノンバンクに協力させて、他の銀行の債権「**他行預金担保債権**」として、**他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」**による「**貸出資産の圧縮**」という「**分母の圧縮**」を行ない**自己資本比率向上操作を**、昭和62年9月5日から平成3年6月5日まで、総額7167億円(147件)も**犯して**国際決済銀行(BIS)と国際金融経済社会を騙したのです。

東海銀行がノンバンクに協力させて、他の銀行の債権「**他行預金担保債権**」として、**他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」**による「**貸出資産の圧縮**」という「**分母の圧縮**」を行ない**自己資本比率向上操作を**、昭和62年3月11日から平成3年6月28日まで、総額1930億3600万円(75件)も**犯して**国際決済銀行(BIS)と国際金融経済社会を騙したのです。

その「**事実**」を立証した東海銀行秋葉原支店・富士銀行赤坂支店が同時期同様に「**BIS規制8%**」クリア操作取引が立証された実績表です。

富士銀行赤坂支店取引実績				年度	東海銀行秋葉原支店取引実績			
借受名義人	件数	Ⓢ 定期 Ⓢ 通知	取引金額	4月～3月末	取引金額	Ⓢ 定期 Ⓢ 通知	件数	借受名義人
2社	2	Ⓢ 9	26億 円	1987年 (S62年)	6億4千 万円	Ⓢ 1 Ⓢ 1	4	4社
+1 3社	23	Ⓢ 23 Ⓢ 1	626億 円	1988年 (S63年)	102億3千 万円	Ⓢ 6 Ⓢ 4	11	4社 1個人
+3 6社 3個人	45	Ⓢ 20 Ⓢ 9	1205億 円	1989年 (S64年、H1)	327億円5千 万円	Ⓢ 11 Ⓢ 9	21	+2 +1 6社 2個人
+3 +1 9社 4個人	27	Ⓢ 20 Ⓢ 24	2540億 円	1990年 (H2)	859億1千 万円	Ⓢ 6 Ⓢ 19	27	+8 +1 14社 3個人
+10 +1 19社 5個人	52	Ⓢ 20 Ⓢ 32	2770億 円	1991年 (H3年6月まで)	590億 円	Ⓢ 13	12	+3 17社 3個人
19社 5個人	149	Ⓢ 88 Ⓢ 66	7167億 円	合計	1930億36千 万円	Ⓢ 24 Ⓢ 56	75	17社 3個人

親戚でも何でも無い富士銀行赤坂支店と東海銀行秋葉原支店が同時期同様に、約5年間で、大口預金が総額1930億3600万円(75件)とか大口預金が総額7167億円(147件)もの金額が動いていることが「**BIS規制8%**」クリア操作を行った明らかな「**証**」です。

冷静に考えてみれば一介の銀行員たちが大蔵省「**銀行局**」の厳しい定期検査や、銀行内検査部の定例的な実務検査をくぐり抜けて、大手都市銀行である富士銀行、協和埼玉銀行、東海銀行に於いて、同時期、同様に約5年間も一件100億円・50億円単位の「**定期預金証書・通知預金証書・通知預金通帳**」を違法取引で作成してノンバンクを騙した巨額な融資金を取り崩して個人的に費消できるわけがないのです！

尚、はじめから『この世に存在しない』本件事件事話を立証する重要なポイントになる「一般貸出債権」を解説します。

ここで「一般貸出債権（財産権）」の実態を簡単に説明します。

銀行がA企業の預金を担保に金を貸した（貸出資産）
当然銀行はA企業から金を返してもらう権利（一般貸出債権）があり、
その権利（一般貸出債権）を銀行が金融機関内限定としてノンバンク
に売却する。銀行は貸出資産の圧縮により自己資本比率の向上となる。
これが当時の「一般貸出債権（財産権）の流動化」です。

大蔵省（現財務省）が銀行に指導した、一般貸出債権を金融商品
として証券化による流動化方式を下記（1）～（4）のように、
取り決めたのです。

【一般貸出債権を金融商品として取引する条件】

- (1) 譲渡する債権内容を明記した証書を発行する。「民法で認められた指名債権譲渡方式」を利用する。
- (2) 譲渡先は銀行、生命保険会社、損害保険会社など金融機関に限定し、転売はみとめない。
- (3) 最低譲渡額は1億円で、原則売り切り。
- (4) 貸出債権の期間は自由で、売却価格は金融機関同士が個別に決める。

自行預金担保と他行預金担保

銀行が自行預金を担保に貸付をする例は非常に多くありますが、他行預金を担保にとる例はあまりありません。預金者は自己の定期預金を直ちに資金化する必要が生じたときは、通常の場合、その定期預金をした銀行から預金担保貸付を受けるか、期限前解約をしてもらえばよいからです。

これに対して、他行預金の担保取得はもっぱら指名債権の方法によって行います。他行預金担保では相殺を活用することはできないために、もっぱら質権設定の方法で行います。

ですから他行預金を質にとるには、實際上、設定者（預金者）から預金担保差入証と預金証書のほかに質権設定承諾依頼書の差入れを受け、必ず他行の質権設定承諾書を徴して、これに確定日付を付しておくこととしています。

他行預金質の場合には、質権者と第三債務者とが異なるために、必ず第三債務者たる他行の承諾をとらなければなりません。実際には、質権設定承諾依頼書二通に銀行と預金者が連署して、これを他行に提出し、その一通に質権設定を承諾する旨裏書を受け他行の署名をしてもらう方法がとられています。

つまり直接取立をする銀行（質権者）は、自己の名において預金者の代理人としてではなく、質入預金の目的物たる金銭を直接自己に払い渡すべきことを第三債務者たる他行に請求し、かつ取立済になった金銭をもって直ちに貸付債権の弁済に充当することができることとなります。

大変難しい話ですが簡単に申しますと「質権設定承諾書」の役目です。本件はこの「質権設定承諾書」が、本来なら「約束手形債権」（CP）の「約束手形」と決済資金となる「預金債権」が「質権設定承諾書」で、一体となった金融商品を立証するものなのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、銀行・ノンバンク金融機関が、この「質権設定承諾書」を全く別な使い方をして、銀行内で銀行員個人が預金担保債権を作成する時に「質権設定承諾書」を偽造してノンバンクを騙した、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造話と承知して「犯罪」話をデッチ上げて「告訴」したのです。

東海銀行は東海銀行秋葉原支店内で「預金担保債権」を作成する時に、銀行員個人が「質権設定承諾書」を総額630億円（13件）偽造してノンバンクを騙した、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造話と承知して「犯罪」話をデッチ上げて平成3年7月29日「告訴」したのです。

本件詐欺事件の「質権設定承諾書」偽造！

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警察・検察・裁判所司法機関は銀行員個人が「質権設定承諾書」偽造話は、銀行員個人がノンバンクから協力預金担保融資取引の担保となる協力預金の預金拘束をする「質権設定承諾書」を偽造した「有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げたのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、それぞれが勝手に、銀行員個人が犯した「質権設定承諾書偽造」話をデッチ上げているのです。

秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「約束手形債権」(CP) 金融商品を流動化(売却)する、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」この取引に用いた(A)「約束手形」と「預金債権」が一体になった金融商品を立証したのが(D)「質権設定承諾書」なのです。

ですから他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」この取引以外に(D)「質権設定承諾書」は、存在しないのです。

即ち大蔵省「銀行局」は、各銀行に金融機関内限定条件で認めた極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行った「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』第二幕、「協力預金」名下の担保融資話と承知して本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

大蔵省「銀行局」が、これだけ大掛かりな隠蔽工作をなぜ行ったのか、自らの大失態が元凶となった、第4章で立証しますが「BIS規制8%」クリア操作資金が狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた原資金となり銀行のダメー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させたことを何が何でも隠蔽する以外なかったのです。

大蔵省「銀行局」は、形振り構わず大蔵行政の大失態「他行預金担保融資取引」を5年も継続して国際決済銀行(BIS)を騙した実態を、国際金融社会そて国民に隠蔽したのです。

その証です。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」の通達を検証してください。



平 3 企 画 第 3 0 5 号
平 成 3 年 9 月 1 7 日

全 国 銀 行
企 画 担 当 役 員 殿

全 国 銀 行 協 会 連 合 会
社 会 的 責 任 に 関 す る 委 員 会
委 員 長 渡 辺 泰 行

業 務 運 営 体 制 の あ り 方 等 に 関 す る 改 善 措 置
に つ い て (そ の 1)

当連合会においては、最近における一連の不幸事件の発生等に鑑み、8月2日に、銀行の業務運営体制のあり方について申し合わせを行う等の対応を進めて参りました。各銀行におかれましても、この趣旨に沿って業務運営全般にわたって総点検を実施されていることと存じます。

当連合会においては、さらに過般の大蔵省からの要請「金融システムの信頼回復のための措置」などを踏まえ、9月2日の当委員会において別紙1の7項目について関係専門委員会で検討することを委嘱いたしました。その結果、去る13日の当委員会において、検討事項のうち、(1)事務管理体制の見直しについて、(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて、(3)他行預金担保融資の厳正化についての3点について、別紙2～4のとおり取りまとめ、本日の理事会に報告いたしました。

つきましては、本件の周知徹底ならびに実施について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、正式の通達は、全ての検討項目について当面の改善措置の取りまとめが終了した後、全体の整合性等も勘案のうえ集大成を行い、理事会の決定を経て、改めてご連絡申し上げることとしておりますので申し添えます。

以 上

平成3年9月17日、全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行に『(1) 事務管理体制の見直しについて(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて(3)他行預金担保融資の厳正化についての3点について、別紙2～4のとおり取りまとめ本日理事会に報告いたしました』と通達した。

この『(3)他行預金担保融資の厳正化について』この事実こそ「**一般貸出債権**」を、作成しノンバンクに協力させて**他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク**」を行い流動化(売却)による「分母の圧縮」を強行した、金融機関内限定条件付き極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作が行われた「証拠の書面」です。

後に、全文を開示しますが、(別紙4)「他行預金担保融資の厳正化について」をここで、ご検証ください。



(別紙4)

他行預金担保融資の厳正化について

預金担保融資については、自行預金を担保とすることが一般的であり、他行預金を担保とする場合は、実務的にも例外措置として、より慎重な取扱いが求められている。

過般の銀行員の不祥事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め、今般、当連合会では融資業務運営のあり方について検討してきたが、他行預金担保融資について、その厳正化を図るための措置を下記のとおり取りまとめた。

各銀行におかれては、本措置に沿った運営を行われたい。

記

1. 他行預金を担保とする融資は真にやむを得ない場合に限ることとし、採り上げる際にも例えば次の事項に留意するなど慎重に取り扱うこと。
 - (1) 預金証書・通帳など担保権の目的物について、その発行銀行に対し、その真正性を確認すること。
 - (2) 質権設定承諾に関し、承諾銀行に対し意思確認するとともに、質権設定承諾書など関係書類の真正性についても確認すること。
 - (3) 貸出金の資金使途、当該債務者の借入状況、資力等を十分に勘案し、融資の妥当性を判断すること。



(4) 担保の差替えにあたっては、差替え事由に留意するとともに、一時的にも無担保状況に陥らざるよう厳に留意すること。

2. 金融自由化が進展するなかにおいて、本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウエイトが高められたことにも鑑み、安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から、取扱規定・決裁権限・担保規定等の見直し・整備を図っていくこと。

以 上

直視！

『預金担保融資については、自行預金を担保とすることが一般的であり、他行預金を担保とする場合は実務的にも例外措置として、より慎重な取扱いが求められる』銀行の取引相手は当然のことノンバンクです。

そして『過般の銀行員の不祥事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め～取りまとめた』この『**他行預金担保融資のあり方**』として完全に「BIS規制8%」クリア操作を認めたのです。その証拠が、「記」の1(1)~(4)と2なのです。

記

1 他行預金を担保する融資は真にやむを得ない場合に限ることとし、採り上げる際にも例えば、次の事項に留意するなど慎重に取り扱うこと。

- (1) 預金証書・通帳など担保権の目的物について、その発行銀行に対し、その真正性を確認すること。
- (2) 質権設定承諾書に関し、承諾銀行に意思確認するとともに、質権設定承諾書など関係書類の真正性についても確認すること。
- (3) 貸出金の資金用途、当該債務者の借入状況、資力等を十分に勘案し、融資の妥当性を判断すること。
- (4) 担保の差替えにあたっては、差替え事由に留意するとともに、一時的にも無担保状況に陥らざるよう厳に留意すること。

- 2 金融自由化が進展するなかにおいて本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定のリスク・ウェイトが高められたことにも鑑み、安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から取扱規定・決済権限・担保規定等の見直し整備を図っていくこと。

大蔵省と全国銀行協会連合会は、主要銀行が引き起こした不祥事件の原因を「リスク・ウェイトが高められ、安易な他行預金担保への依存を見直す」と全国銀行（146行）の企画役員宛に通達したのです。

その証拠が、昭和63年12月26日からリスクウェイト20%の他行預金担保債権が『平成3年3月末以降、リスク・ウェイト100%とする』と全国銀行協会連合会が「全国銀行の経理担当者」宛に差し出したこの書面です。

昭和63年12月26日～平成3年3月決算期までの
他行預金担保債権のリスク・ウェイトは20%でした

全 国 銀 行
経 理 担 当 者 殿

平成3年3月26日

全 国 銀 行 協 会 連 合 会
調 査 部

他行預金担保債権のリスク・ウェイトの取扱いについて

標記について、当局から下記のとおり指示がありましたのでご連絡申しあげます。

記

他行預金を担保とした債権のリスク・ウェイトについては、「自己資本比率規制（国際統一基準）の取扱いについて」（昭和63年12月26日付調々第180号）のⅢ—Q20にかかわらず、平成3年3月末以降、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 他行預金を担保とした債権のリスク・ウェイトは100%とする。
- (2) ただし、シンジケートローンのエイジェントバンクに預入した預金を担保とした債権は、銀行保証付債権として取り扱う。したがって、リスク・ウェイトは当該エイジェントバンクがOECD諸国の銀行の場合は20%、OECD諸国以外の銀行の場合は当該債権の残存期間が1年以下の場合20%、1年超の場合100%となる。

以 上

昭和63年から東海銀行・富士銀行は、極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作を他行預金担保融資「銀行⇔ノンバンク」の取引を自己資本比率算定上のリスク・ウェイト20%で安易な他行預金担保への依存を約5年に亘り行っていた「証」なのです。

そうでしょう、銀行は「預金者の利益を法的に保護し」国民の預金という形態で個々の財産、ないし資産形成に関し、当該財産の預かり主である銀行の全く自由意思に委ねることはせず、国（大蔵省・現財務省）が法律（銀行法）の下で、日常の銀行業務を監視・監督・介入を行っています。

大蔵省銀行局が富士銀行赤坂支店も東海銀行秋葉原支店も支店単位で、日々100万円単位の預金の変動をチェックしているのです。その大蔵省「銀行局」が「森友学園」の国有地不正払い下げ事件を思い出してください。

財務省近畿理財局ぐるみと同様に、自民党金融族議員と大蔵省「銀行局」ぐるみ犯したマネーゲーム「国政と金」利権政治と断罪できる『国家の闇』を隠蔽した『銀行の闇』しかしこの『銀行の闇』は失敗したのです。

皆様にご理解いただきたい『真実』は、国際決済銀行（BIS）と国際金融戦争戦争を交えていたのですが、1990年（平成2年）5月、フランスで開かれルウーヴルサミット「G7」で、今迄「BIS規制8%」クリア操作に用いた「リスクウェイト20%」が、平成3年3月、以降「リスクウェイト100%」に変更されることが国際決済銀行（BIS）から大蔵省（現財務省）に通達されことなのです。

おかしいです。実際に「BIS規制8%」が施行される寸前に1987年(昭和62年)～1991年(平成3年)、約5年に亘り継続した「BIS規制8%」クリア操作が厳禁されたのです。大蔵省「銀行局」は、国際決済銀行（BIS）に躍らされたのです。

つまり、米国・英国が中心となり国際決済銀行（BIS）を動かし、日本の銀行が運用している訳の分からない巨額なジャパンマネーをぶんどる国際金融戦争戦争に敗れたことなのです。

以上、1987年(昭和62年)～1991年(平成3年)、約5年に亘り、一般庶民レベルでは想像もつかない、国際決済銀行(BIS)との国際金融戦争を交えてまでも、国際金融市場で「生き残る」その為に、金融機関内限定条件付き極秘「特別プロジェクト」内で銀行が銀行のダミー預金者を捏造し、そのダミー預金者名義で、数々の違法取引を犯したその挙句に、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させたのです。

皆様、

これが国際金融社会で我が国の大手都市銀行を「生き残させる」ために国家が国際金融政策として銀行に数々の違法取引を認め、ダミー預金者名義の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を、ノンバンクに売却した資金を運用した『国家の闇』マネーゲーム「国政と金」利権政治の正体なのです。

発生した巨額損失金の処理。

極秘特別「プロジェクト」この事実が公になれば、銀行のモラルの欠落、退廃ぶりが正に白日の下に晒され、銀行に対する国民の信頼を失うのみならず、日本の銀行のあり方に対する国際金融社会の信用を失い国際金融市場における孤立をまぬがれないものになるのです。

経済大国であれば、国家と銀行が一体となり、銀行のダミー預金者名義で何千億円もの「架空預金」を作成し、何千億円もの損失金を発生させた『真実』を国民に公表し、法律に基づいて処理をします。

愚かに大蔵省「銀行局」は、金融機関・報道機関・司法機関一体で『銀行の闇』となり、大手都市銀行を舞台に銀行員が個人的に犯した、はじめから『この世に存在しない』巨額不正融資事件話を机上でデッチ上げ、銀行員を告訴し、マスコミと司法を卑劣な隠蔽工作で操り、『国家の闇』を国民に隠蔽したのが失敗した。

これから第4章で『銀行の闇』が失敗した隠蔽工作を立証します。大蔵省「銀行局」の目的は、銀行のダミー預金者名義で作成した何千億円もの「架空資金」で発生した損失金の正体を国民に隠蔽することだったのです。